

個人情報
取扱事業者 のみなさん、



新たに

個人情報

取扱事業者 となるみなさんへ



「個人情報」の 「取扱いのルール」が

— 個人情報の保護に関する法律 —

改正されます！

ほとんどの
事業者が対象に
なるってホント？

平成27年9月成立
(成立から2年以内に施行)



しなちゃん
(しえな)



せなちゃん
(せりな)



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

個人情報保護法が2005年4月に全面施行されてから10余年が経過し、その間、急速に情報通信技術が発展し、制定当時には想定されていなかったさまざまな問題が顕在化するようになりました。

そのような状況をうけ、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現のために、個人情報保護法の改正が行われます。

本パンフレットでは、個人情報を取り扱う事業者に向けて、個人情報等に関する概要、守るべきルール、改正のポイントをわかりやすく説明する事を目的としています。

Contents

1. 新たな「個人情報」ってなに?	p2
2. 新たな「個人情報取扱事業者」って誰のこと?	p3
3. これだけはやっておこう! 守るべきルール	
(1) 利用目的の特定・適正取得	p4
(2) 安全管理措置等	p5,6
(3) 「第三者提供」をする時には	p7
(4) 「第三者提供に係る記録の作成等」	p8
(5) 「保有個人データ」	p8
4. 監督機関・スケジュール・改正まとめ	
(1) 個人情報保護委員会の新設及びその権限	p9
(2) 改正法施行迄のスケジュール	p9
(3) 個人情報保護法の改正まとめ	p10



新たな 「個人情報」ってなに?

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。今回の法改正により、現行法の個人情報に含まれると考えられるパーソナルデータについて、①身体の一部の特徴をデータ化した文字、番号、記号その他の符号や、②サービスの利用者や個人に発行される書類等に割り当てられた文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものを「個人識別符号」とし、これが含まれるものと個人情報をすることで、時代の変化に合わせてより保護対象が明確になります。

個人情報等について

個人情報保護法では、保護が必要な情報を「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」の3つの概念に分けています。3つの概念ごとに、実施しなくてはならない義務が定められています。個人情報よりも個人データ、個人データよりも保有個人データの方が、守るべき義務の範囲が広がります。

① 個人情報

- 生存する特定の個人を識別できる情報

- ・個人識別符号が含まれるもの

- ・他の情報と容易に照合でき、その結果、特定個人を識別できることとなる情報も含む



- 要配慮個人情報

- ・本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害の事実

② 個人データ

- ①のうち、紙媒体、電子媒体を問わず、特定の個人情報を検索できるように体系的に構成したもの（個人情報データベース等）に含まれる個人情報



③ 保有個人データ

- ②のうち、開示、訂正、消去等の権限を有し、かつ、6ヶ月を超えて保有するもの



① 個人情報

- 第15条 利用目的の特定
- 第16条 利用目的による制限
- 第17条 適正な取得
- 第18条 取得に際しての 利用目的の通知等
- 第35条 苦情の処理

② 個人データ

- 第19条 データ内容の正確性の確保等
- 第20条 安全管理措置
- 第21条 従業者の監督
- 第22条 委託先の監督
- 第23条 第三者提供の制限
- 第24条 外国にある第三者への 提供の制限
- 第25条 第三者提供に係る記録の 作成等
- 第26条 第三者提供を受ける際の 確認等

③ 保有個人データ

- 第27条 保有個人データに関する事項の公表等
- 第28条 開示
- 第29条 訂正等
- 第30条 利用停止等
- 第31条 理由の説明
- 第32条 開示等の請求等に 応じる手続
- 第33条 手数料

個人情報を
どのように扱って
いかによって守るべき
義務の範囲が広がるのね！





新たな

「個人情報取扱事業者」って誰のこと?

個人情報保護法上の義務を負う「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等をその事業活動に利用している者のことです。現実には、ほとんどの事業者がこの定義に該当すると考えられます。

小規模取扱事業者への対応(5,000件要件の撤廃)

インターネットの急速な普及などにより、取り扱う個人情報に係る個人の数が少なくとも個人の権利利益を侵害する危険性が高まっています。そのため、5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者についても、改正により、新たに本法が適用されることとなります。

個人情報保護法の義務を負うのは誰か?



「個人情報取扱事業者」



個人情報データベース等を事業の用に供している者(第2条5項)

情報処理やソフトウェア開発等をしている会社ばかりが対象ではありません。例えば、下記を業務に使っている会社は「個人情報取扱事業者」となります。また、法人に限定されず、営利か非営利かも問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織であっても、「個人情報取扱事業者」となります。

個人情報 データベースに 該当する事例

- メールソフトのアドレス帳、仕事で使う携帯電話の電話帳、ソフトウェア等でリスト化された従業者や顧客台帳
- 五十音順に整理し、インデックスを付してファイルしている登録カード

中小企業の方へ

各義務規定の具体的な履行方法は、事業規模や個人情報の利用の態様に応じた適切な方法であれば足り、具体的には、個人情報保護委員会において、中小企業の方がとるべき措置をガイドライン等で明示する予定です。

例外 義務規定の適用除外

- ①報道機関が報道活動の用に供する目的
- ②著述を業として行う者が著述の用に供する目的
- ③学術研究機関等が学術研究の用に供する目的
- ④宗教団体が宗教活動の用に供する目的
- ⑤政治団体が政治活動の用に供する目的



これだけはやっておこう！ 守るべきルール

(1) 利用目的の特定・適正取得

個人情報を取得するときの基本的なルールは、あらかじめ利用目的をできる限り特定する、利用目的の範囲内で個人情報を取り扱う、個人情報は適正な方法で取得する、取得する際には利用目的の通知・公表等を行う、という4つになります。

利用目的の特定

第15条1項

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

第15条2項

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

利用目的の範囲内で扱う

第16条1項

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

適正な方法で取得する

第17条1項

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第17条2項

あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

利用目的の通知・公表等

第18条1項

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

第18条2項

個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

第18条3項

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

“あらかじめ”が
ポイントなのね！





これだけはやっておこう！守るべきルール (2) 安全管理措置等

取り扱う個人情報が「個人データ」に該当する場合には、「安全管理措置」を実施することが必要です。

安全管理措置の実施

第20条

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

安全管理措置には、「組織的」、「人的」、「物理的」、「技術的」の4つの側面があります。それぞれ、具体的には以下のような措置を実施することが求められます。

組織的安全管理措置

① 組織体制の整備

- 例 個人情報保護管理者の設置、部署や従業者の役割・責任の明確化、監査実施体制の整備など

② 規程等の整備と規程等に従った運用

- 例 情報システムの安全管理措置に関する規程等の整備とそれに従った運用、監査証跡の保持など

③ 取扱状況を一覧できる手段の整備

- 例 個人データ取扱台帳の整備など

④ 安全管理措置の評価、見直し及び改善

- 例 監査計画の立案・実施など

⑤ 事故又は違反への対処

- 例 事故発生時の対応手順の整備など

人的安全管理措置

- ① 雇用契約時における従業者との非開示契約の締結、及び委託契約等における委託元と委託先間での非開示契約の締結

- ② 従業者に対する内部規程等の周知・教育・訓練の実施

技術的安全管理措置

① アクセスにおける識別と認証

- 例 ID/パスワードによる認証、生体認証など

② アクセス制御

- 例 アクセス権限を付与るべき者の最小化など

③ アクセス権限の管理

- 例 アクセスできる者を許可する権限管理の適かつ定期的な実施など

④ アクセスの記録

- 例 アクセスや操作の成功と失敗の記録など

⑤ 不正ソフトウェア対策

- 例 ウィルス対策ソフトウェアの導入など

⑥ 移送・送信時の対策

- 例 暗号化等の秘匿化など

⑦ 情報システムの動作確認時の対策

- 例 情報システムの変更時に、セキュリティが損なわれないことの検証など

⑧ 情報システムの監視

- 例 情報システムの使用状況の定期的な監視、アクセス状況の監視など

物理的安全管理措置

① 入退館(室)管理の実施

- 例 入退館(室)管理を実施している物理的に保護された室内での個人データを取り扱う業務など

② 盗難等の防止

- 例 個人データを記した書類、媒体、携帯可能なコンピュータ等の机上及び車内等への放置の禁止

③ 機器・装置等の物理的な保護

- 例 盗難、破壊、破損、漏水、火災、停電等からの物理的な保護など

取り扱う個人情報が「個人データ」に該当する場合には、正確で最新の内容に保つことを取り組むほか、個人データの安全性を確保するために、従業者や委託先の監督をしっかりと行なうことが求められます。

データ内容の正確性の確保等

第19条

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

従業者の監督

第21条

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

委託先の監督

第22条

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

苦情の処理

第35条

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

他にも消費者の
信頼を構築するのに
プライバシーポリシーの
作成も大切だね！





これだけはやっておこう！ 守るべきルール (3) 「第三者提供」をする時には

あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはいけません。（第23条1項）同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりません。



**第三者に提供するには、あらかじめ
本人から同意を得なくてはならない（第23条）**

適用除外

提供先が“第三者”に
当たらない場合

① 法令に基づく場合

- 警察や検察等から、刑事訴訟法第218条（令状による捜査）に基づく照会があった場合
- 所得税法第225条第1項等による税務署長に対する支払い調書等の提出の場合

② 人の生命、身体又は財産の保護に 必要であり、かつ、本人の同意を得る ことが困難である場合

- 急病その他の事態時に、本人について、その血液型や家族の連絡先を医師や看護師に提供する場合

③ 公衆衛生・児童の健全育成に特に 必要な場合

- 健康保険組合の保険者が実施する健康診断の結果を、健康増進施策の立案を目的として疫学研究のために、個人名を伏せて研究者に提供する場合

④ 国の機関等への協力

- 事業者等が、税務署の職員等の任意調査に対し、個人情報を提出する場合
- 統計調査に協力する場合

① 委託先

② 事業の承継

③ 共同利用

以下の4つについて、あらかじめ本人に通知等をしなければなりません。

- ①共同して利用される個人データの項目
- ②共同して利用する者の範囲
- ③利用する者の取得時の利用目的
- ④当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

「共同利用」か「委託」かは、個人データの取扱形態によって判断されるので、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合にも委託先との関係では監督義務を免れるわけではありません。

オプトアウト

個人データ



あらかじめ右記次項を本
人に通知、又は本人が容
易に知り得る状態に置くと
ともに個人情報保護委員
会への届出が必要です。

※要配慮個人情報は、オプトアウトによって第三者提供をすることができません（第23条第2項）。

通知、容易に知り得る状態に置く、届出事項

- 第三者提供を利用目的にすることとその対象項目
- 第三者への提供の方法
- 求めに応じて第三者提供を停止すること及び本人の求めを受け付ける方法

※外国の第三者に提供する場合には、委託先等への提供であっても本人からの同意が必要な場合や、オプトアウトが利用できない場合があります（第24条）。



これだけはやっておこう！ 守るべきルール

(4) 「第三者提供に係る記録の作成等」

第三者から個人データを受領する場合には、個人情報保護委員会規則に基づき、受領者は提供者の氏名やデータの取得経緯等を確認、記録し、一定期間その内容を保存しなければなりません。第三者に個人データを提供する場合も、提供者は受領者の氏名等を記録し、一定期間保存をしなければなりません。

トレーサビリティの確保



これだけはやっておこう！ 守るべきルール (5) 「保有個人データ」

保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続、苦情の申出先等について本人の知り得る状態に置かなければなりません（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）。

利用目的の通知

第27条

どのような目的で利用されているのかについて、原則として、本人に通知しなければならない。

訂正等

第29条

本人からの請求に応じて、内容が事実でないときは、原則として利用目的の達成に必要な範囲内において調査し、訂正等を行わなければならない。

利用停止等

第30条

本人からの請求に応じて、①利用目的による制限、②適正な取得、③第三者提供の制限に違反していることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、原則として、利用停止等を行わなければならない。

開示

第28条

本人からの請求に応じて、開示しなければならない。



監督機関・スケジュール・改正のまとめ

(1) 個人情報保護委員会の新設及びその権限

内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等が追加されます。



監督機関・スケジュール・改正のまとめ

(2) 改正法施行迄のスケジュール

改正法は成立をしてから2年以内での施行となります。全面施行後より改正法が適用となりますので、それまでの期間に、個人情報保護法の理解・社内体制の構築・従業員教育等をしっかりと行い準備してください。





(3) 個人情報保護法の改正まとめ

1. 定義の明確化等

個人情報の定義の明確化
第2条第1項、第2項

要配慮個人情報
第2条第3項

個人情報データベース等の除外
第2条第4項

小規模取扱事業者への対応
第2条第5項

特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化する。

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように、人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）を禁止。

個人情報データベース等から利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがあるものを除外。

取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者へも本法を適用。

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

匿名加工情報
第2条第9項、第10項、第36条～第39項

利用目的の制限の緩和
第15条第2項

個人情報保護指針
第53条

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。

個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。

認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聞くとともに個人情報保護委員会に届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。

3. 個人情報の流通の適正さを確保（名簿屋対策）

オプトアウト規定の厳格化
第23条第2項～第4項

トレーサビリティの確保
第25条、第26条

データベース提供罪
第83条

オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。

受領者は提供者の氏名やデータの取得経緯等を確認、記録し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を記録し、一定期間保存。

個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的でその個人情報データベース等を第三者に提供し、又は盗用する行為を罰則。

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

個人情報保護委員会
H28.1.1 施行時点 第50条～第65条
全面施行 第40条～第44条、第59条～第74条

内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設（番号法の特定個人情報保護委員会を改組）し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。（なお、報告書徴収及び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。）

5. 個人情報の取扱いのグローバル化

外国事業者への第三者提供
第24条

国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供
第75条、第78条

個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人同意により外国への第三者提供が可能。

物品やサービスの提供に伴い、日本の住居者等の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても本法を原則適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。

6. 請求権

開示、訂正等、利用停止等
第28条～第34条

本人による開示、訂正等、利用停止等の求めは、裁判所に訴えを提起できる請求権であることを明確化。

セキュリーナ プロフィール

しなちゃん (しえな)

出身：東京都
性格：おっとり。のんびり。
少し天然キャラ。
年齢：ないしょ
生年月日：教えてません
好きなもの：パフェ、作詞、
お菓子作り
好きな色：オレンジ、ピンク



せなちゃん (せりな)

出身：大阪府
性格：はきはき。主張派。
男の子っぽい。
年齢：女性に年齢をきくなんて
サイトへ
生年月日：だから、教えてへんって!
好きなもの：ドライブ、旅行、作曲
好きな色：オレンジ、アイスグリーン



個人情報保護法関連資料については、以下をご参照ください。



消費者庁(個人情報の保護)

<http://www.caa.go.jp/planning/kojin/>

※平成28年1月以降は個人情報保護委員会のホームページをご参照ください。



経済産業省(ガイドライン)

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/

保護法、ガイドラインのほか、民間事業者の優良取組実践事例、
社内啓発ビデオ等を掲載しております。

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課